

地域公共交通計画について

地域公共交通計画とは

地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら作成するマスタープラン

国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より抜粋・一部編集

計画策定の根拠法

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

地域公共交通計画と補助制度の連動化

今後、補助事業の活用のためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等について、原則、補助系統が跨がる全ての市町村の地域公共交通計画又は都道府県の地域公共交通計画に記載が必要であり、活性化再生法に基づく協議会等（以下、法定協議会と呼びます）において協議がなされる必要があります。

国土交通省「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」より抜粋